

No. _____

工事請負契約書

(会社控)

収入印紙
1万円未満 非課税
100万円以下 200円
200万円以下 400円
300万円以下 1,000円
500万円以下 2,000円
1,000万円以下 10,000円

請負者(乙)



エヌプリ建設株式会社

〒567-0828 大阪府茨木市舟木町1-8-30

TEL 072-634-7666

FAX 072-635-1812

担当

ご契約年月日	年	月	日
着工予定日	年	月	日
完工予定日	年	月	日

契約条項を承認の上、この契約を締結します。

フリガナ	生年月日	(大・昭・平)	年	月	日
発注者(甲)	TEL	()			
フリガナ					
住所					
勤務先名	TEL	()			

支払条件	手付金・着手金	契約時・	月	日・	(集金・お振込)										
	一括・中間金	完工時・	月	日・	(集金・お振込)										
	頭金・残金	完工時・	月	日・	(集金・お振込)										
	ローン	年	月	日より	回(別紙分割(ローン)契約書に準ずる)										
特記事項															

工事名称	数量	単価	見積明細	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

個人情報取扱いに同意します。

氏名		印
----	--	---

No. _____

工事請負契約書

(お客様控)

収入印紙
1万円未満 非課税
100万円以下 200円
200万円以下 400円
300万円以下 1,000円
500万円以下 2,000円
1,000万円以下 10,000円

請負者(乙)



エヌプリ建設株式会社

〒567-0828 大阪府茨木市舟木町1-8-30

TEL 072-634-7666

FAX 072-635-1812

担当

ご契約年月日	年	月	日
着工予定日	年	月	日
完工予定日	年	月	日

契約条項を承認の上、この契約を締結します。

フリガナ	生年月日	(大・昭・平)	年	月	日
発注者(甲)	TEL	()			
フリガナ					
住所					
勤務先名	TEL	()			

支払条件	手付金・着手金	契約時・	月	日・	(集金・お振込)										
	一括・中間金	完工時・	月	日・	(集金・お振込)										
	頭金・残金	完工時・	月	日・	(集金・お振込)										
	ローン	年	月	日より	回(別紙分割(ローン)契約書に準ずる)										
特記事項															

工事名称	数量	単価	見積明細	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

個人情報取扱いに同意します。

氏名

印

約 款

- (総則)
- 第1条 甲と乙は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書および、添付の御見積書、仕上表、打合せシート等にもとづいて、乙は工事を完成し、甲と乙は契約の目的物を確認するものとし、甲は、その請負代金の支払を完了する。
- (打合せどおりの工事が困難な場合)
- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、甲と乙が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、甲と乙が協議してこれも定める。
- (一括下請負・一括委任の禁止)
- 第3条 あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、乙は乙の責任において、工事の全部または大部分を、一括して乙の指定する者に委任または請負わせることができない。
- (権利・義務などの譲渡の禁止)
- 第4条 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。
- (完了確認・代金支払い)
- 第5条 工事を終了したときは、甲と乙は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、甲は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払を完了する。
- (支給材料、貸与品)
- 第6条 甲よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は甲と乙の協議の上決定する。
- 2 乙は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については甲に対し交換を求めることができる。
- 3 乙は、支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。
- (第三者への損害および第三者との紛議)
- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、甲と乙が協力して処理解決にあたる。
- 2 前項に要した費用は、乙の責に帰する事由によって生じたものについては、乙の負担とする。なお、甲の責に帰すべき事由によって生じたものについては、甲の負担とする。
- (不可抗力による損害)
- 第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、甲・乙いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工事中用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。
- 2 前項の損害について、甲・乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の甲の負担額から控除する。
- (契約に適合しない場合の責任)
- 第9条 目的物が契約に適合しない場合、乙は民法に定める責任を負う。
- (工事の変更、一時中止、工期の変更)
- 第10条 甲は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
- 2 前項により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対してその補償を求めることができる。
- 3 乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、乙は甲に対してその理由を明示して、工事の延期を求めることができる。
- 延長日数は、甲と乙が協議して決める。
- (延滞損害金)
- 第11条 乙の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、甲は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 2 甲が請負代金の支払いを完了しないときは、乙は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- (紛争の解決)
- 第12条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。
- (補則)
- 第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が誠意をもって協議して定める。

特定商取引に関する法律の適用を受ける場合の クーリングオフについての説明書

- ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。
- ①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(甲)は文書又は電磁的記録(電子メール・FAX等)をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書又は電磁的記録(電子メール・FAX等)を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
- ※お客様(甲)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(甲)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等。
- ②上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、
- ア)乙は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
- イ)契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。
- ウ)契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利子にて返還いたします。
- エ)役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(甲)は無料で元の状態にもどすように請求することができます。
- オ)すでに役務が提供されたときにおいても、乙は、お客様(甲)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。
- ③上記クーリングオフの行使を妨げるために乙が不実のことを告げたことによりお客様(甲)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、乙から、クーリングオフ妨害の解消のための書面交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録(電子メール・FAX等)によりクーリングオフすることができます。

個人情報の取り扱いに関する同意条項

エヌプリ建設株式会社(以下、当社という)は、個人情報保護法を遵守し、お客様の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等お客様を特定することができる情報(以下、個人情報という)を適正に取扱うことが企業の重要な社会的責務であるとの認識に立ち、以下の通り、個人情報保護に関する基本方針を定めています。

(個人情報の利用目的) お客様から収集した個人情報は次の目的で利用します。①当社の顧客管理、それに付随する業務。②工事およびアフターメンテナンス。③契約の履行に必要な場合、各機関への書類申請。④お客様にあったサービスや工事のお知らせ。⑤会計上の確認作業。

(個人情報の安全対策) お客様の個人情報を安全に管理するよう鋭意努力しており、個人情報への外部からの不正なアクセス、個人情報の紛失、棄損、破壊、改ざん、漏洩、社外への不正な流出などへの安全対策は適正に行っております。

(第三者への提供) 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除いて、いかなる第三者にも開示、提供しません。①お客様の同意がある場合。②お客様を識別することができない状態での開示。③契約履行に必要な外部業者に取扱いを委託する場合。④法令などによる開示を要求された場合。⑤人の財産、身体、生命の保護のために必要で、お客様の同意を得ることが困難である場合。⑥当社が提携する企業など、業務上必要な場合。

(個人情報の開示、訂正、削除) 個人情報の開示を希望される場合、下記お客様窓口までご連絡下さい。なお、相当な理由がある場合、個人情報の一部又は全部を開示できない場合があります。当社が保有する個人情報の内容に事実と異なる記載がある場合、訂正、変更、削除の手続きを取らせていただきます。

(個人情報の利用、提供中止の申出) 同意を得た範囲内で情報の利用、提供をしている場合であっても、中止の申出があった場合は、速やかに当社での利用、業務委託先への提供を中止いたします。ただし、業務運営上必要最低限のものについてはこの限りではありません。

【エヌプリ建設株式会社 お客様窓口】フリーダイヤル 0120-34-7666